

宮城県老人福祉施設協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、宮城県老人福祉施設協議会（以下「この会」という。）と称し、事務所を仙台市青葉区本町三丁目7番4号宮城県社会福祉会館4階に置く。

(目的)

第2条 この会は、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上に係る調査研究を行い、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、宮城県内（仙台市を除く）に所在する、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス並びに指定居宅サービス事業の通所介護及び短期入所生活介護、認知症対応共同生活介護、社会福祉法人経営の老人保健施設（以下「施設・事業所」という。）等をもって組織する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高齢者の福祉の増進に関する調査研究
- (2) 高齢者の福祉の増進に関する研修等の実施
- (3) 高齢者の福祉の増進に関する広報活動
- (4) 高齢者の福祉の増進に関する相談支援
- (5) 県並びに関係市町村に対する要請活動の実施
- (6) 福祉関係各法に関する調査研究と情報の提供
- (7) 全国老人福祉施設協議会及び東北ブロック老人福祉施設協議会並びに仙台市老人福祉施設協議会との連絡提携
- (8) その他この会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第5条 この会の会員は、第3条に規定する施設・事業所を会員とする。

(会費)

第6条 この会の会員は、別に定める金額を、会費として納入するものとする。

第3章 役 員

(構成)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 18人以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監 事 2人

(選任)

第8条 役員の選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- (2) 会長、副会長は理事の互選とする。

(職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、予め定めた順位によりその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 監事は、会務及び会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問、参与は、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与は、会長の諮問に応じるほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種類)

第12条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 4 会議は会長が召集し、会議の目的たる事項並びに日時、場所を示して会議の7日前に通知しなければならない。

(総会)

第13条 総会の議長は、会員のうちから総会で選任する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、この規約に規定するもののほか次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定、改廃に関する事項
 - (2) 事業計画、収支予算の決定
 - (3) 事業報告、収支決算の承認
 - (4) その他この会の目的を達成するために必要な重要事項

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議し執行する。

- (1) 事業計画(案)、収支予算(案)の作成に関すること
- (2) 事業報告、収支決算等の作成に関すること
- (3) 総会に付議する議案の作成に関すること

- (4) 総会の議決を得た事業の執行に関する事
 - (5) 規程の制定、改廃に関する事
 - (6) 一科目 100 万円未満の補正予算に関する事
 - (7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事
- 2 理事会の議長は、その都度出席理事のうちから理事会で選出する。
- 3 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決定するところによる。

第 5 章 事業の執行

(委員会の設置)

第 15 条 会長は、事業の執行上、別表に定める委員会の他必要と認めるときは、理事会の承認を経て、委員会を設けることができる。また、その委員長は理事が務める。

(事務局)

- 第 16 条 この会の会務を執行するため、事務所に事務局を置き、会務を円滑に行うために、事務局長及び会計責任者並びに事務局員を置くことができる。
- 2 事務局長及び会計責任者は、会長が任免し理事会に報告する。
- 3 事務局長及び会計責任者は、この会の運営及び庶務に関する軽易な事項について専決することができる。

(経費)

第 17 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 19 条 この規約の定めのないもののほか、会の運営に必要な事項は、理事会に諮って会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、平成 26 年 3 月 6 日から適用する。

